

薩摩川内市企業立地支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 14 号

薩摩川内市企業立地支援条例の一部を改正する条例

薩摩川内市企業立地支援条例（平成 25 年薩摩川内市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 12 号中「拡大」を「維持・拡大」に改める。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、別に定めるところにより、事業者に対して課する固定資産税の課税を地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき免除し、及び予算の範囲内において、事業者に対し補助金を交付すること（以下「助成措置」という。）ができる。

第 4 条第 2 項中「事業者等」を「事業者」に改める。

第 5 条中「18 人」を「6 人」に改める。

第 7 条中「事業者等」を「事業者」に改める。

第 8 条第 1 項中「前条の」を「前条の規定による」に、「事業者等」を「事業者」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第 10 条第 2 項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第 11 条第 1 項中「を受け、若しくは受けることとなった」を「を受けた」に改める。

第 13 条の見出し及び同条第 1 項中「助成適用事業者」を「助成対象事業者又は助成適用事業者」に改め、同条第 2 項中「助成適用事業者が」を「助成対象事業者又は助成適用事業者が」に、「当該助成適用事業者」を「当該助成対象事業者又は当該助成適用事業者」に改める。

第 14 条各号列記以外の部分中「助成適用事業者」を「助成対象事業者又は助成適用事業者」に、「次の各号のいずれか」を「次のいずれか」に、「を取り消し、又は既に行った固定資産税の課税免除を取り消し、若しくは既に交付した事業者等に対する補助金の全部若しくは一部の返還を求める」を「を取り消す」に改め、同条第 6 号中「助成適用事業者」を「助成対象事業者又は助成適用事業者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により助成対象事業者の指定を取り消したときは、既に行った課税免除若しくは補助金の交付の決定を取り消し、又は既に免除した固定資産税免除相当額若しくは補助金の全部若しくは一部を請求することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の薩摩川内市企業立地支援条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定した助成対象事業者について適用し、同日前に指定した助成対象事業者については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。